

新潟県条例第38号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第5条第4項の許可証の再交付を受けようとする者 1件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準政令」という。）本則の表9の項の1の下欄に掲げる金額</p> <p>(2)～(22)（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第5条第4項の許可証の再交付を受けようとする者 1件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下<u>この条、第7条及び第8条</u>において「標準政令」という。）本則の表9の項の1の下欄に掲げる金額</p> <p>(2)～(22)（略）</p> <p>4・5（略）</p>
<p>（火薬類取締法関係手数料）</p> <p>第4条 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第19条第1項の運搬証明書の交付を受けようとする者 1件につき<u>標準政令本則の表34の項の下欄</u>に掲げる金額</p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>（火薬類取締法関係手数料）</p> <p>第4条 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第19条第1項の運搬証明書の交付を受けようとする者 1件につき<u>2,400円</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p>
<p>（質屋営業法関係手数料）</p> <p>第5条 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第2条第1項の規定により質屋の許可を受けようとする者 1件につき<u>標準政令本則の表38の項の1の下欄</u>に掲げる金額</p> <p>(2)～(5)（略）</p>	<p>（質屋営業法関係手数料）</p> <p>第5条 質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第2条第1項の規定により質屋の許可を受けようとする者 1件につき<u>2万5,000円</u></p> <p>(2)～(5)（略）</p>
<p>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料）</p> <p>第6条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定め</p>	<p>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料）</p> <p>第6条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定め</p>

る額の手数料を納めなければならない。

- (1) (略)
- (2) 法第59条第9項の運搬証明書の書換えを受けようとする者 1件につき標準政令本則の表65の項の2の下欄に掲げる金額
- (3) (略)

(道路交通法関係手数料)

第8条 (略)

2 法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1)～(6) (略)
- (7) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の5の下欄に掲げる金額

3～5 (略)

6 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 令第37条の6の2第1号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対するものに限る。） 1件につき5,100円（加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習（次号において「簡易講習」という。）にあっては、1,800円）
- (4) 令第37条の6の2第1号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対するものに限る。） 次のア又はイに掲げる受講者の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額

ア 法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この条において「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者 1件につき5,100円（簡易講習にあっては、1,800円）

イ ア以外の者 1件につき7,950円

7 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は府令第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき1,100円の手数料を納めなければならない。

8・9 (略)

10 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習

る額の手数料を納めなければならない。

- (1) (略)
- (2) 法第59条第9項の運搬証明書の書換えを受けようとする者 1件につき4,600円
- (3) (略)

(道路交通法関係手数料)

第8条 (略)

2 法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1)～(6) (略)
- (7) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 1件につき2,000円

3～5 (略)

6 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 令第37条の6の2第1号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対するものに限る。） 1件につき4,650円（加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習（次号において「簡易講習」という。）にあっては、1,500円）
- (4) 令第37条の6の2第1号に規定する講習（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対するものに限る。） 次のア又はイに掲げる受講者の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額

ア 法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この条において「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者 1件につき4,650円（簡易講習にあっては、1,500円）

イ ア以外の者 1件につき7,550円

7 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は府令第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき1,000円の手数料を納めなければならない。

8・9 (略)

10 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習

を受けようとする者は、1件につき1,400円（自動車安全運転センターが実施する研修等であって公安委員会が認めるものを終了した者に対する講習にあっては、800円）の手数料を納めなければならない。

（警備業法関係手数料）

第10条 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 法第22条第5項の警備員指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者 1件につき標準政令本則の表102の項の3の下欄に掲げる金額

(8)～(11) (略)

(12) 法第42条第3項において準用する法第22条第5項の機械警備業務管理者資格者証の書換えを受けようとする者 1件につき標準政令本則の表103の項の3の下欄に掲げる金額

(13) (略)

2 (略)

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）

第11条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第4条の規定による認定を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表106の項の1の下欄に掲げる金額

(2) 法第5条第5項の規定による認定証の再交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表106の項の2の下欄に掲げる金額

(3) (略)

（探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料）

第11条の2 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) (略)

(2) 法第4条第3項の規定により同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則

を受けようとする者は、講習1時間につき700円の手数料を納めなければならない。

（警備業法関係手数料）

第10条 警備業法（昭和47年法律第117号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務（次項に掲げるものを除く。）について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 法第22条第5項の警備員指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者 1件につき2,000円

(8)～(11) (略)

(12) 法第42条第3項において準用する法第22条第5項の機械警備業務管理者資格者証の書換えを受けようとする者 1件につき2,000円

(13) (略)

2 (略)

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料）

第11条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第4条の規定による認定を受けようとする者 1件につき1万3,000円

(2) 法第5条第5項の規定による認定証の再交付を受けようとする者 1件につき1,900円

(3) (略)

（探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料）

第11条の2 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) (略)

(2) 法第4条第3項の規定により同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者 1件につき1,500円

<p style="text-align: center;"><u>の表109の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(3) 法第4条第3項の規定により届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者 1件につき<u>標準政令本則の表109の項の3の下欄に掲げる金額</u></p>	<p>(3) 法第4条第3項の規定により届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者 1件につき<u>1,000円</u></p>
---	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。